

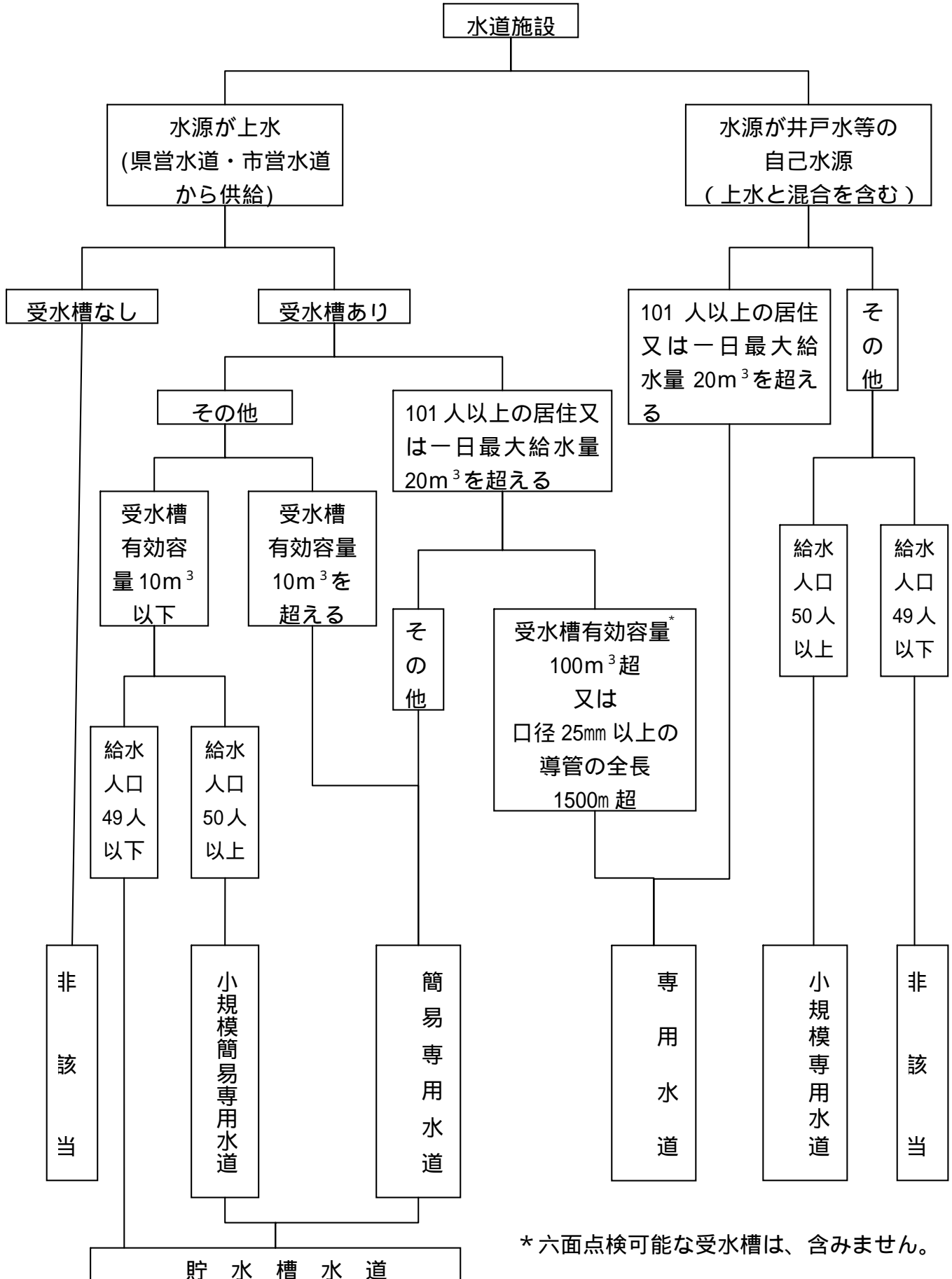
水道届出の参考資料

千葉県保健所

目 次

1	水道施設判断フロー	4
2	受水槽の有効容量とは？	5
3	貯水槽の設置基準	6
4	給水人口の考え方	9

1 水道施設判断フロー



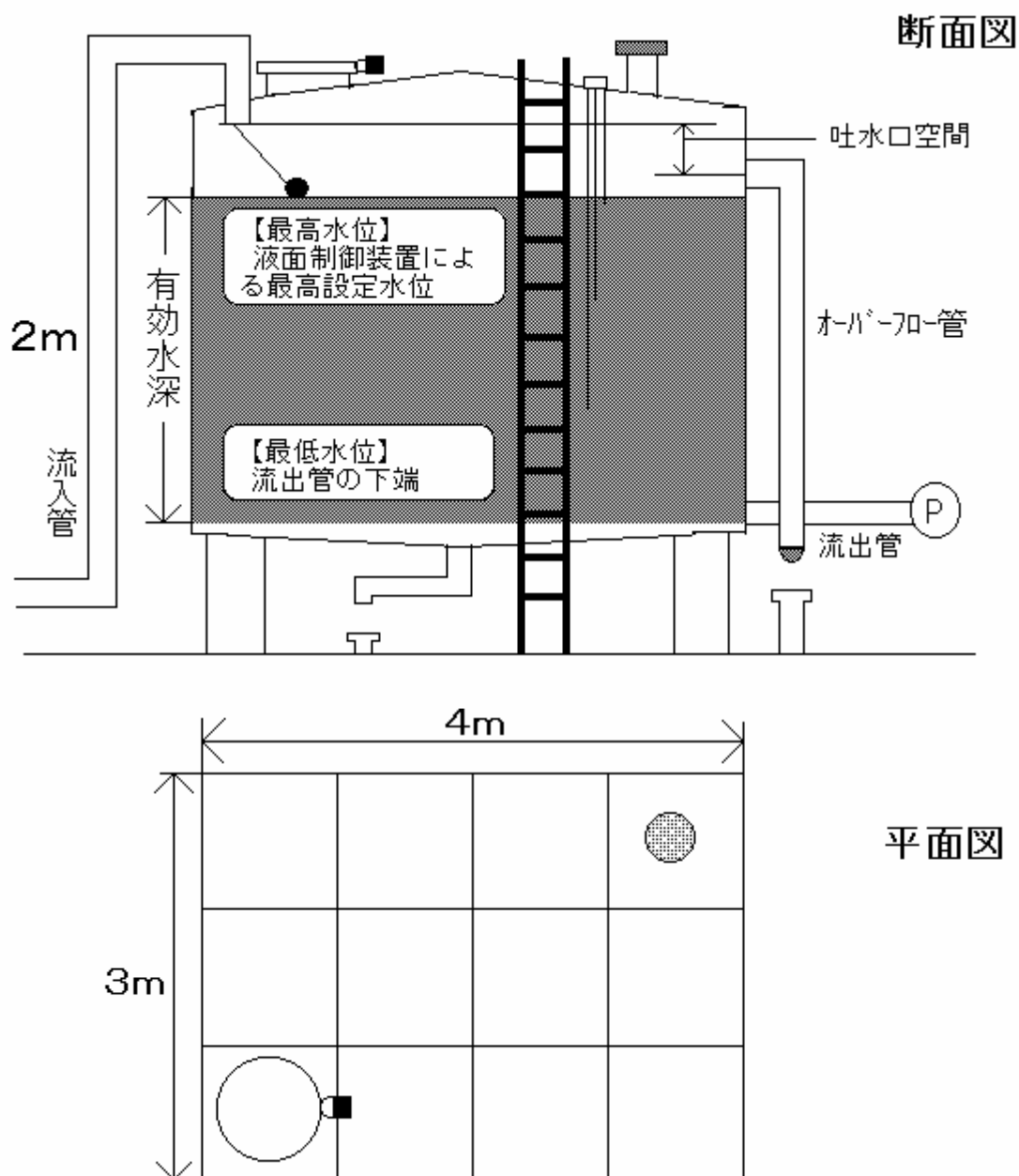
* 六面点検可能な受水槽は、含みません。

2 受水槽の有効容量とは？

受水槽の有効容量とは、最高水位と最低水位との間に貯留される、適正に利用可能な水量をいう。

〔有効容量 (m³) = 受水槽の奥行の長さ (m) × 幅の長さ (m) × 有効水深 (m)〕

下記の受水槽の有効容量は、3 m × 4 m × 2 m = 24 m³ になります。



FRP受水槽の基本的なパネル1枚の大きさは1 m × 1 mなので、パネルの枚数を数えれば、受水槽の奥行・幅の長さがわかります。

3 貯水槽の設置基準

「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」(抜粋)

(昭和50年建設省告示第1597号 最近改正 平成12年同第1406号)

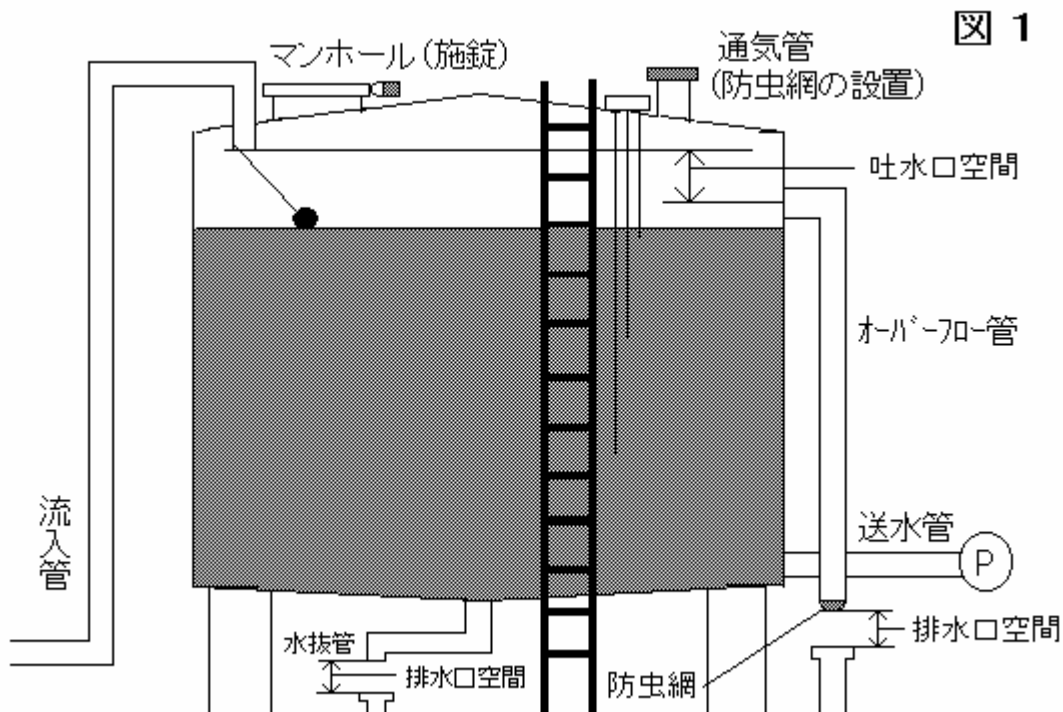
給水タンク及び貯水タンク(図1、2、3参照)

(1) 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

ア 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

イ 給水タンク等の天井、底又は周壁は建築物の他の部分と兼用しないこと。

ウ 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。



エ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

(ア)内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

(イ)直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

オ エのほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

カ 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

キ 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー間から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

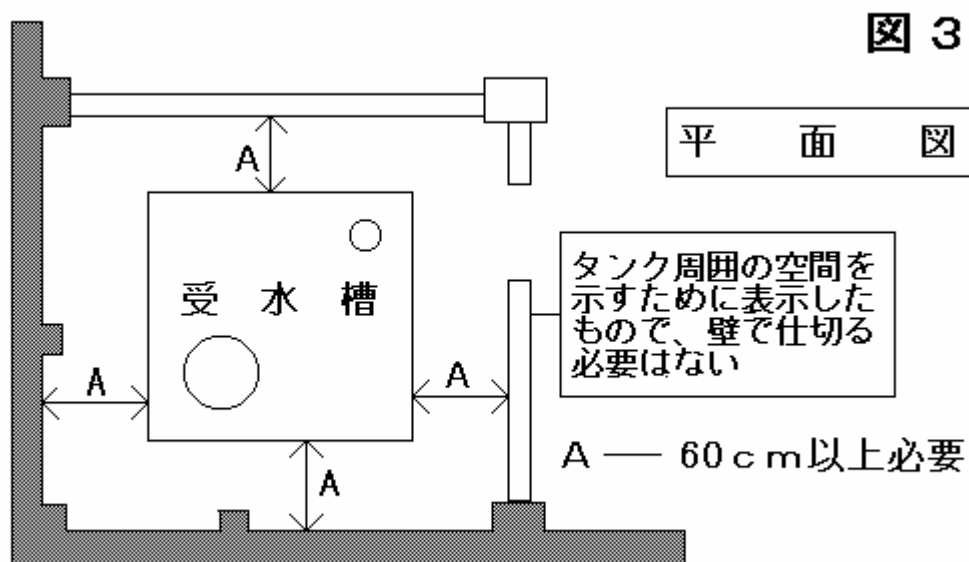
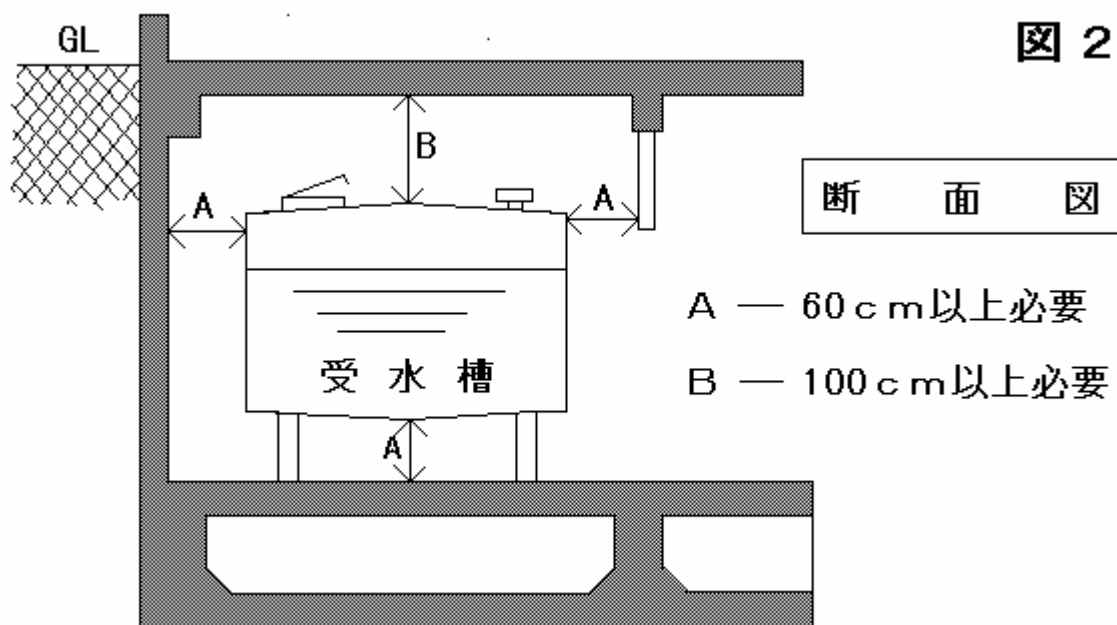
ク 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

ケ 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

(2)(1)の場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

ア 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、(1)のア及びウからクまでに定めるところによること。

イ アの場合以外の場合においては、(1)のウからクまでに定めるところによること。



受水槽を設置する場合、六面点検可能とすること。

4 給水人口の考え方

建築用途	専用水道の給水人口	簡易専用水道・小規模専用水道・小規模簡易専用水道の給水人口
<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て住宅等からなる団地 ・部落 ・共同住宅 ・社宅（独身寮を除く） ・アパート ・寄宿舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時居住する者の数 ・工事着手前の確認申請時においては、定員、戸数等から客観的に算出する。（次表参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模専用水道の居住者数算定については、専用水道と同様。 ・簡易専用水道及び小規模簡易専用水道の給水人口算定にあたっては、次表を参照。
<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム ・養護施設 ・療養所 ・独身寮 	収容定員数 (デイケア、ショートステイ等を除く)	収容定員数 + 職員数
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・幼稚園 		生徒数・園児数 + 職員数
<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所 		病床数 + 職員数
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、ホテル等 		宿泊収容定員数 + 従業員数
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場、遊園施設等 		利用定員数 + 従業員数
<ul style="list-style-type: none"> ・その他事業所 		勤務者数

給水人口算定に参考となる計算法（浄化槽処理対象人員算定方法）

《建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302 -2000）から抜粋》

建築用途	処理対象人員	
	算定式	算定単位
住 宅	$A < 130$ の場合 $n = 5$ $130 \leq A$ の場合 $n = 7$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m^2)
共同住宅	$n = 0.05A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m^2)
下宿・寄宿舎	$n = 0.07A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (m^2)

1戸当たりの n が3.5人以下の場合は、1戸当たりの n を3.5人とする。
 ただし、1戸が1居室（台所、食事室は除く）だけの場合は2人とする。

1戸当たりの n が6人以上の場合は1戸当たりの n を6人とする。

